明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六）　一
〔告　示〕
○国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件（環境一六）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一九

省令

○厚生労働省令第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に、「地方厚生局長（」を「麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、」に、「地方厚生局長」を「地方厚生局長」に改める。

第九条の二第一項中「すべて」を「全て」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」に改め、同条第二項中「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「地方厚生局長」を「都道府県知事」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」に改め、同条第四項中「属する年の」の下に「翌々年の」を加え、「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「又は」を「そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は」に、「第三号」を「第二号」に、「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、同条第七項中「地方厚生局長は、前項」を「都道府県知事は、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8　前項の規定により届け出る場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

第九条の二に次の二項を加える。

10　麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

11　麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

一　全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。

二　全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき。

三　前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

第五十五条第一項第十一号中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に改める。